

Can Do

“可能性への挑戦”

第10号 第10号

金田会計事務所通信

コップの中身

経営セミナーでよくあるたとえ話に「コップに半分の水が入っています。これを見てあなたはどうか。」というものがあります。「まだ、半分ある。」と思うか、「もう半分しかない。」と思うのか。セミナーでは「まだ、半分ある。」というポジティブな発想が正解です。しかし、私はどうしても後者に感じられるのです。悲観的という意味ではないのですが、時間がない、急がなければと感じてしまいます。申告期限という法律を守るべき職業に就いているからだけでなく、以前からもそういう性格だったと思われる。

今年は世界経済の調整年と思われる状況で、今後再び、上昇するのか、景気後退に陥るのかの分岐点になりそうです。企業家心理も慎重になるかもしれません。しかし、思考が小さくなれば、行動も小さくなり、もともと小さい中小企業にとって望ましいものではありません。20世紀最もすぐれた経営者と称され、GEを世界一企業にした前会長ジャック・ウェルチ氏は、予算策定の際、各部署が絶対達成できる目標を作り出し、最終的に本社の目標との中間で新年度予算が決まる習慣を「交渉による示談アプローチ」として排除してきました。本来の成長の可能性の芽を摘み取ってしまう原因となるからです。

新しい年を迎え、今年目標を立てる時、大きな目標にチャレンジしてみてもいいでしょうか？私の場合はいつもぎりぎり「可」の評価、7割達成で1年が終わってしまいます。冷静に考えれば、目標が高すぎるようですが、理想を失わないようにしていきたいと考えています。自分の思考は余りにも独自の、狭いものだと自覚しているため、あたりまえの計画では逆に恐ろしくなるからです。何故この目標が達成できないのかとあれこれ考えはじめると、将来についての希望が大きく膨らんでゆき、かえって楽しくなります。苦しんでばかりの毎日はずまらないですから。

仕事だけではなく、生活も含めて、**大きな目標、大きな理想、大きな希望**をもって取り組んでみるはどうでしょうか。コップの中身が半分では気がすまなく、満タンにしたいのかもしれませんが。また、水ではなく、もっといいものを入れたいのかもしれませんが。「もう半分しかない」と思うのは、せっかちな性格だけでなく、欲張りだからなのでしょう。

税理士 金田 康良

2008年 2月



どうなる平成20年度税制改正法案！！

平成20年度税制改正法案は昨年12月の与党税制大綱の発表から今年1月に閣議決定し、3月末には国会で成立する予定ですが、例年と違い、“ねじれ国会”の影響から、民主党案も出てきたため、どうなるか注目してきました。しかし、これまでの国会の様子から、与党案がそのまま法案化されそうな気配がします。以下、与党税制大綱から、中小企業者に重要と思われる項目をピックアップします。内容は、総選挙を意識し、消費税の増税を含んだ抜本的な税制改革から離れたものとなりました。



【取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度】(減税)

法人の**代表者であった被相続人**で、発行済株式等を同族関係者と合わせて過半数(50%超)を保有し、かつ、その同族関係者の中で筆頭株主であった者から、**後継者となる事業承継相続人**(同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中で筆頭株主となる者)が**法人の株式を相続した場合、株式**(その法人の発行済議決権株式の総数等の3分の2に達するまでの部分)の課税価格の**80%に対応する相続税の納税を猶予する**内容。ただし、相続申告後、5年間は事業を継続することなどの要件があり、相続をした株式を譲渡や贈与をすればその時点で、譲渡等をした部分の相続税額を利子税とともに納めなければなりません。これまで確実な事業承継対策を行っている法人や将来が不安定な法人には不向きな制度かもしれません。

【特定中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例】(減税)

個人が、創業3年以内の特定中小会社(いわゆるベンチャー企業)に出資をした場合、1,000万円を限度として、寄付金控除の適用が受けることができます。

たとえば、総所得金額が1,200万円の投資家が、中小企業活動促進法の適用を受ける特定中小企業の設立1年目に、500万円の出資をした場合、 $1,200万円 \times 40\% = 480万円$ と1,000万円のいずれか低い金額を上限として、 $(500万円 - 5千円) = 499万5千円$ がその年の総所得金額1,200万円から控除(この場合は480万円が上限)されます。しかし、将来、投資した株式を譲渡した場合の取得価額の計算から寄付金控除を受けた金額を差引くことになり、最終的には精算されることとなります。



【教育訓練費が増加した場合の特別税額控除制度の簡素化】(減税)

人材投資促進税制といわれるもので、過去2年間の教育訓練費の平均額を超える部分が対象となっていました。今後は当期の労働費用(給与+法定福利費+教育訓練訓練費)に占める教育訓練費の割合が0.15%を上回る場合に、その教育訓練費の8%から最大12%について税額控除が適用されます。過去の教育訓練費を洗い出さなくて済み、非常に簡素化されました。





【上場株式の譲渡益及び配当の軽減税率の特例の延長と改定】(減税)

上場株式等の配当に係る軽減税率(所得税 7%、住民税 3%)の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率(所得税 7%、住民税 3%)の特例の適用期限を平成 20 年 12 月 31 日まで延長し、その後は廃止。平成 21 年度からの 2 年間は、**株式の譲渡益は 500 万円以下について、配当所得は 100 万円以下について、それぞれ軽減税率を適用し、越えた部分は 20% (所得税 15%、住民税 5%)**とすることになりました。少し分かりにくい内容です。



【土地に関する登録免許税の税率軽減】(増税)

土地の売買による所有権の移転登記等にたいする登録免許税の軽減税率(1.0%)については、平成 21 年 3 月 31 日までとし、平成 21 年 4 月 1 日以降からは 1.3%、平成 22 年 4 月 1 日以降からは 1.5%となります。

	~H20.3.31	H21.4.1~	H22.4.1~
土地の売買による所有権の移転登記(本則:2.0%)	1.0%	1.3%	1.5%
土地の所有権の信託登記(本則:0.4%)	0.2%	0.25%	0.3%



【その他の関連税制の延長等】

- ☆中小企業者等の少額(30 万円未満)減価償却資産の損金算入制度の 2 年延長
- ☆少額(5,000 円以下)な飲食費の損金算入制度の 2 年延長
- ☆創業 5 年以内の法人の欠損金の繰り戻し還付制度の 2 年延長
- ☆機械及び装置の耐用年数表を 390 区分から 55 区分に見直し
- ☆相続税の課税方式を遺産取得課税方式への変更を検討

民主党税制改正案の要旨(参考)

- ・中小企業の法人税軽減税率(所得 800 万円以下の部分)を 22%から 11%に引き下げ
- ・特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止(代わって給与所得控除額の見直し・縮小)
- ・上場株式等の譲渡益課税は税率 20%とし、配当所得は 10%に据置き
- ・ガソリン税の暫定税率の廃止
- ・公的年金控除額と老年者控除のH16 年度改正前の状態に復活
- ・配偶者控除と扶養控除の廃止と「こども手当」の創設

今後、与党と民主党の間による協議の中で変更される項目も生じる可能性があり、国会で成立する 3 月までより注意深く見てゆかなければなりません(掲載表現については条文よりわかりやすくしてあります。)



年末調整で住宅ローン控除額を引ききれなかった場合の注意



平成 19 年度から国から地方への税源以上により、所得税が下がった一方、住民税が増えた方々も多かったと思います。そのため、年末調整で住宅ローン控除を受けていた人で、所得税から還付しきれなかった金額を市町村への申告により、住民税から減額できるケースがありますので注意が必要です。

【具体例】

住宅ローン控除の金額(住宅ローン控除可能額)が 15 万円であり、課税所得が 100 万円の人は、平成 18 年度以前の所得税計算では所得税額が、10 万円となるため、10 万円分を住宅ローン控除することにより所得税がゼロとなりました。しかし、平成 19 年度以降の計算では所得税額は 5 万円となり、税源委譲の影響で、住宅ローンが差引ける金額は前者の 10 万円ではなく、5 万円のみとなります。そのため、本来差引ける 5 万円を申告により住民税から控除しようということです。

【対象となる人】

H18 年以前から住宅ローン控除を受けている人で、年末調整後、住宅ローン控除額が引ききれないが、源泉所得税額がゼロとなっている人の場合、住民税から差引くことができるかもしれません。

【手続きは？】

市町村へ源泉徴収票と「市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出し、毎年、申告しなければなりません。市町村によっては申告書等を個人あてに送付しているところもありますが、**3 月 15 日までに申告しなければ適用されません**ので、要注意です。



金田会計事務所

〒541-0052

大阪府中央区安土町3丁目4番5号

本丸田ビル3階 (1階阪急そば)

TEL(06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : kanedakaikei@peace.ocn.ne.jp

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として
税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動
へのサポートを行っています。お気軽にご相談下
さい。

